

内 容		留 意 事 項
①準備工	服装・保護具の確認 ヘルメット・制服については、公安委員会に届け出ているものを使用。(警備業の場合) 滑り止め付き手袋・安全靴・自発光チョッキ(夜間に限る)・警笛・しらすんだー受信機を装備。	準備作業時においても、ヘルメット・安全靴・滑り止め付き手袋を着用する。 高視認性作業服以外の場合は、昼間も安全チョッキの着用が必要。
	規制機材の準備・積み込み・電光規制材の点灯確認 必要な規制材をトラック等に積載する。 電光規制材は、出発前に点灯確認し、事前に電池交換などを行っておく。 特にラバーコーンの積載高さには規定があるので、それ以上の高さとならないようにする。 規制材積載の最終確認。	過積載とならないように積み込む。荷台にバランスよく積載し、片荷に注意する。 積載は隙間が極力無いよう積載を行い、隙間があれば極力規制材等で埋める。 ラバーコーン高さは、あおり両端は10m以下・あおり真ん中は15m以下とする。 ロープ掛け・飛散防止ネットの完全着用。 規制責任者が、最終の積み荷チェックを実施する。(数量・荷姿・飛散防止など)
	作業打合せ 危険予知活動(KY)の実施 作業人員・車両の確認 業務用プレート確認	安全ミーティング日報に基づき実施。 役割分担・規制内容・注意点の確認。 当日の、使用区間の確認と業務用プレートの通行可能ICの確認、車番の確認。
	その他 トラックなどの運転については、急ハンドルや急ブレーキを行うことが内容に注意する。 4tトラックなど使用頻度が少ない車両の運転は特に注意をすること。	車線変更は、手前から徐々に車線変更を行う。急ハンドルは行わない。 普段の運転より更に気を付けて、速度を落とし無理な運転は行わない。
	テーパー部の設置 路肩進入時は、300m手前でハザードを点灯し、100m手前でウインカーに切替進入する。 監視員の配置を必ず行ってから作業を行う。 飛散防止ネット・ロープを取り外す。 テーパー上流50m程度の位置の路肩中央に発炎筒を設置する。 監視員は、発炎筒設置後は標識車上流20m程度の位置で監視する。 矢印板は5m間隔で、2枚設置する。 山形矢印板にはピカポンを設置する。ピカポンは、専用の台に載せること。 矢印板の2枚目から5m下流にとまるくんを1台設置し、5m下流に標識車を停車する。 テーパー設置後は、標識車を停車し、ハンドル切りと輪止めを設置する。 監視員は、発炎筒が燃え切ったか、目視で確認を行う。 標識車停車後、標識車の前バンパーにとまるくんを設置する。 運転手が降車する場合は、必ず輪止めを行う。	進入後はハザードを点灯する。また、黄色回転灯搭載車は、500m手前で回転灯を点灯する。 しらすんだーを活用する。(電源をONにする)からまんで一レッドホーンの使用。 車線側の作業は、最低限とし一般車の動向をよく確認する。 発炎筒は転がり防止がついているかを確認する。 山形矢印板は、ポスト型ウェイトを上に乗せ、紐付き土のうで供用車線と反対側に引っ張る。 ピカポンは、1枚目青・2枚目赤の順番で設置する。 前バンパー下部中心に、食い込ませた状態で設置する。(車止めの役割)
③ラバーコーン設置	ラバーコーンの設置 ラバーコーンを5m間隔に設置する。(箇所によって少し変動することがある) ラバコーン設置時は、車両ではなく基本的には人力もしくは台車で行う。 作業中は必ず監視員を配置すること。 手順書別紙①にある、人力・台車指定ランプについて、線形の悪い部分については人力・台車の作業とするため車両では行わない。(直線部や線形の緩い部分は車両で設置しても良い) 表に記載が無い箇所についても、規制が短い・運転が怖い・危険と感じた場合は人力・台車でラバーコーンの設置を行ってもよい。	事前の打合せ時に、設置間隔の確認を行う。 基本的に、外側線よりはみ出さないよう設置を行う。 作業時は、必ず監視員を配置し、台車はストッパー付き台車を使用する。
	規制連絡(設置完了) (昼間)作業責任者へ、流入可能連絡を行う。 (夜間)作業責任者へ、流入可能連絡を行う。 作業車が路肩移動規制時、同行している場合は連絡は不要。	出入口箇所の確認、流入台数などを確認する。 出入口箇所の確認、流入台数などを確認する。
④規制連絡(設置完了)	テーパー監視・交通誘導・規制材保守 標識車から作業箇所(交通保安員)までは15m離隔距離を確保する。 交通保安員と作業員との離隔は5m程度まで接近する。 安全に退避できない場所については、作業を行わない。(路肩狭小部など) 後退誘導時は、工事用車両運転手と打合せを行い誘導を行う。 車両進入時は、体の前面で黄旗・誘導灯を大きく回し、車両入り口の位置を示す。 車両退出時は、工事用車両運転手と退出前に合図方法を打合せする。	必ず15mの離隔距離を確保すること。 別途車線規制等で対応を検討する。(無理せずやめる) 合図方法・誘導位置の確認をする。 流入後は、一般車の誤進入防止の誘導を行い、誤進入があった場合は、一般車を規制外へ誘導する。 一般車の切れ目を確認し、安全に退出できる間隔で退出誘導を行う。
	ラバーコーンの撤去 ラバコーン撤去は、車両ではなく基本的には人力もしくは台車で行う。 手順書別紙①にある、人力・台車指定ランプについては、線形の悪い部分については人力・台車の作業とするため車両では行わない。(直線部や線形の緩い部分は車両で設置しても良い) 表に記載が無い箇所についても、規制が短い・運転が怖い・危険と感じた場合は人力・台車でラバーコーンの撤去を行ってもよい。	作業時は、必ず監視員を配置し、台車はストッパー付き台車を使用する。
⑤テーパー監視・現場保安・規制材保守	ラバーコーン撤去 テーパー上流50m程度の位置の路肩中央に発炎筒を設置する。 監視員は、発炎筒設置後は矢印板1枚目の上流側20m程度の位置で監視する。 とまるくん2台を撤去し、車両に積載する。 標識車を後退させながら矢印板・ピカポンなどの機材を撤去する。 監視員は、発炎筒が燃え切ったか、目視で確認を行う。 離脱前には、飛散防止ネット・ロープを設置する。	発炎筒は転がり防止がついているかを確認する。 積載時は、1名荷台に乗車し、声を掛け合い無理な作業は行わない。 後退時は、警笛を使用する。 基本的には消火せず燃え切らせること。
	テーパー部撤去 テーパー上流50m程度の位置の路肩中央に発炎筒を設置する。 監視員は、発炎筒設置後は矢印板1枚目の上流側20m程度の位置で監視する。 とまるくん2台を撤去し、車両に積載する。 標識車を後退させながら矢印板・ピカポンなどの機材を撤去する。 監視員は、発炎筒が燃え切ったか、目視で確認を行う。 離脱前には、飛散防止ネット・ロープを設置する。	発炎筒は転がり防止がついているかを確認する。 積載時は、1名荷台に乗車し、声を掛け合い無理な作業は行わない。 後退時は、警笛を使用する。 基本的には消火せず燃え切らせること。

【留意事項(全般)】

- ☆規制材を本線で落下させないよう、必ず飛散防止ネットロープ等の対策を行う。また、飛散するものが無い離脱前に車両を確認すること。
- ☆単独作業は行わず、複数人で声を掛け合い作業を行う。
- ☆路肩作業時は、極力路肩側から乗降車する。
- ☆トラックの荷台にあがる際は、乗降ステップを使用する。
- ☆テーパー・延伸部は、各県警による80条協議回答書とおりの設置とする。
- ☆現場での保安・監視を行う場合は、事前に退避場所を確認すること。また、極力安全な場所で行う。
- ☆現場での保安・監視時は、一般車両の警戒を行い車両進入等の異常事態時は即座にしらすんだー警報機を作動させるとともに、自身も退避する。